

山 監 査 第 1 7 8 号

平成31年（2019年）2月12日

定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、下記のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 山 根 雅 敏

山陽小野田市監査委員 松 尾 数 則

記

1 措置の内容

別紙のとおり

平成30年度定期監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置

【水道局】

[指摘事項 支出関係について]

(住居手当)

住居手当の算定時において、駐車料を家賃に含め算定された住居手当が支給されている。

当該指摘については、平成28年度の定期監査で指摘したものであるが、未だ関係団体との調整を理由に不適切な状況にある。早急に適切な処理をされたい。

[措置状況]

地方自治体等の一般的な住居手当の算定方法において、「駐車料を含めない」として算定することが多数を占めていますが、当局として算定内容を変更する場合には、地方公営企業法第36条及び地方公営企業等の労働関係に関する法律に基づき、賃金・労働条件に関することは労働組合の同意が必要となりますので、今後も誠意を持って労働組合と協議を行い、算定内容変更の同意を得るよう努めます。